

J-クレジット制度
排出削減プロジェクト・
森林管理プロジェクト
検証報告書

プロジェクトの名称：株式会社アドバン・バイオディーゼル燃料活用プロジェクト

検証機関名	一般財団法人 日本海事協会
-------	---------------

発行日 2015 年 7 月 8 日 (Rev. 2)

1 検証機関の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

※ 「判断の根拠」に関する項目については、根拠としたモニタリング報告書等の章番号、該当頁等を記載するとともにその妥当性について記載すること。(以下、本文書を通じて同様)

機関名称	一般財団法人 日本海事協会
プロジェクトに関係する者との利害抵触	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
判断の根拠	当会所定の項目に関して、当会及び審査チームとプロジェクト実施者及びその関係者について重要な利害関係の有無について調査し、存在しない事を確認した。

2 プロジェクト実施者の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

プロジェクト代表実施者 ※プログラム型プロジェクトの場合、「プログラム型運営・管理者」を記載すること。	株式会社アドバン
プロジェクト実施者（代表者以外） ※プログラム型プロジェクトの場合、「削減活動の実施者」を記載すること。	株式会社武蔵野物流
類似制度における認証の有無 ※今回認証を申請する期間と同一の期間において、同一のプロジェクトに基づく認証を他の類似制度によって受けているか	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし

3 検証結果（総括）

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

プロジェクト名、登録番号		株式会社アドバン・バイオディーゼル燃料活用プロジェクト No. JCS-PJ00030
適用方法論	方法論番号	EN-R-004 Ver. 1.0
	方法論名称	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替
今回認証を申請する期間 ※実施要綱に定められた認証対象期間内に設定されていることを確認して記載すること。		2013年 4月 1日 ~ 2015年 3月 31日 <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト登録時に定めた認証対象期間内でありかつ認証済の期間外である <input type="checkbox"/> 上記期間以外
過去の認証状況 ※過去に排出削減量の認証を受けている場合には、各期間と方法論ごとの認証されたトン数を記載すること。認証回数増加に併せて適宜行を追加して記載すること。	第1回	年 月 日 ~ 年 月 日 (t-CO2)
	第2回	年 月 日 ~ 年 月 日 (t-CO2)
	第3回	年 月 日 ~ 年 月 日 (t-CO2)
	第4回	年 月 日 ~ 年 月 日 (t-CO2)
	第5回	年 月 日 ~ 年 月 日 (t-CO2)
排出削減・吸収量 また、複数方法論の場合は、プロジェクトとしての合計値を記載すること。	今回認証を申請する期間の合計値（実績値）	1,004 t-CO2
	今回認証を申請する期間のプロジェクト計画書における排出削減・吸収見込量 ※プロジェクト計画書における排出削減・吸収見込量の合計値	1,734 t-CO2

	を、今回認証を申請する期間で按分すること。	
<p>省エネルギー量</p> <p>※省エネルギー等分野の方法論（方法論番号が EN-S で始まる方法論のうち廃棄物由来燃料を使用しないもの）を用いたプロジェクトの場合には、今回認証を申請する期間の省エネルギー量の実績値を記載すること。</p> <p>また、複数方法論の場合は、プロジェクトとしての合計値を記載すること。</p>		436.8 kl
<p>プロジェクト実施者と合意した検証の前提</p>	<p>検証の基準</p> <p>※適用した制度文書類のバージョンを記載すること</p>	<p>文書名：実施要綱 Ver. 2.2</p> <p>文書名：実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver. 2.1</p> <p>文書名：実施規程（審査機関向け） Ver. 1.1</p> <p>文書名：モニタリング・算定規程 Ver. 2.1</p> <p>文書名：モニタリング・算定規程（別冊） Ver. 1.0</p>
	<p>目的</p> <p>※プロジェクトの実施によって、モニタリング報告書における排出削減量・吸収量が実際に生じたことの評価を行うことも目的に含めて記載すること</p>	<p>BDF製造会社である株式会社アドバン及びそのBDFを利用した株式会社武蔵野物流における GHG 削減プロジェクト「株式会社アドバン・バイオディーゼル燃料活用プロジェクト」実施に当たって、認証申請期間2013年4月1日～2015年3月31日の削減量データ及びその算定方法について、一般財団法人 日本海事協会が中立公正な立場から J-クレジット制度基本文書類及び ISO 国際規格に基づき検証を行うことにより、このプロジェクトのモニタリング報告書が実施規程等の J-クレジット制度基本文書に準拠して作成され、すべての重要な点において適正に表示されているかを確認することである。</p>
	<p>範囲</p> <p>※検証の範囲がプロジェクト計画書及びモニタリング報告書の範囲であることを記載すること</p>	<p>検証の範囲は、登録済みのプロジェクト計画書及びモニタリング報告書の範囲である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場・工場名：株式会社アドバン熊谷プラント 株式会社武蔵野物流 本社 ・上記所在地：埼玉県熊谷市妻沼西1丁目37(株式会社アドバン) 埼玉県行田市大字真名板2052-1(株式会社武蔵野物流) ・削減方法：廃食油よりBDFを製造し、事業用車輛の軽油を代替する事により削減。 ・GHG 排出源、吸収源及び/又は貯蔵庫：エネルギー起源のCO2 排出源 ・プロジェクトバウンダリ：BDF製造工場及び廃食油回収及びBDFを利用した運送車両。

		<p>・認証申請期間:2013年4月1日より2015年3月31日まで(第1回認証)。</p>
	<p>保証水準の基準 ※検証の結論を意見として表明する際に採用した水準を記載すること</p>	<p>合理的保証</p>
<p>検証手続 ※現地審査の実施有無について記載すること。また、実施していない場合は、実施省略条件を満たしていることについて記載すること。 ※実際に実施した手続、スケジュールについて、サンプリング手法も含めて記載すること。</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/>現地審査を実施した（2015年 6月 16日に訪問） <input type="checkbox"/>サンプリングで現地審査を実施した（ 年 月 日に訪問） <input type="checkbox"/>現地審査を実施していない （理由） <input type="checkbox"/>妥当性確認の審査も担当した。 <input type="checkbox"/>妥当性確認における実地審査時点でのプロジェクト計画が、原則として排出削減量に関わらない事項を除き修正されることなく、プロジェクト登録されている。 <input type="checkbox"/>前回の実地審査から1年以内である。 （前回実地審査： 年 月 日に実施）</p>
<p>修正・指摘事項及び解決方法 ※4における結果を総括し、排出削減量・吸収量に影響を与える可能性のある、主な誤り、指摘事項について記載すること。</p>		<p>事業者の当該プロジェクトに対するQA/QC体制を問診していたところ、データを取りまとめる以外の者によるダブルチェック等が行われておらず、大きな間違いの存在が懸念された。その為主要なデータの全数検査を実施したところ、BDF使用量に軽油のデータが混入していることが判明し、車両名及び運転者名から軽油分を削除し修正して頂いた。又、事業者は他社分も廃食用油回収やBDF販売を行っており、プロジェクト以外の者との識別で、それらとの按分が正しく行われているか検証したところ、電気使用量は方法論の式の中に按分が含まれているが、それとは別に按分している事実があり、修正して頂いた。</p> <p>それらとは別に今回の検証過程に於いて、モニタリング報告書(別紙)の書式の利用や表現方法での修正はあったが、設定された重要性の閾値を超える可能性のある誤りや指摘事項は検出されなかった。</p>
<p>検証結果</p>	<p>検証結果</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>無限定適正 <input type="checkbox"/>不適正 <input type="checkbox"/>意見不表明</p>

	<p>意見・結論 ※4 における結果を総括し、検証結果における意見の理由を記載すること。</p>	<p>当会は、検証基準として掲げたJークレジット制度基本文書類に準拠して検証を行った。この検証基準は、検証業務のリスクを勘案して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、算定基準の適用方法、データの測定方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価、算定報告書における記載の検討も含んでいる。これらの検証手続により、当会は、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p><検証の結論></p> <p>当会は、株式会社アドバンが作成したモニタリング報告書に記載された2013年4月1日より2015年3月31日までの二酸化炭素排出削減量情報は、Jークレジット制度に於ける温室効果ガス排出削減量の算定及び報告の基準である実施要項及び各種実施規定に基づいて作成されており、全ての重要な点に関して適正であると認める。</p>
--	---	--